

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名 称	もくぞうぶがくめん 木造舞楽面 1面		
所 在 地	宇和島市伊吹町		
所 有 者	八幡神社	管 理 団 体	
指定年月日	昭和40年4月2日		
解 説	須賀川中流の八幡河原の近くに、伊吹八幡と呼ばれる神社があり、1面の舞楽面が伝えられている。 この舞楽面は、散手面という武人面で、縦23.1cm、横15.7cm、厚さ12.6cmである。キリ材を用い、面表は布張り黒漆、下地に朱漆を塗り、眼は箔押し、面裏は黒漆塗りとし、朱漆で「八幡大神宮散手面 嘉元三年□九月□□」（注 嘉元三年は1305年）の銘がある。 鎌倉時代末期の舞楽面として貴重な作例であり、昭和56年に保存のための修理が施された。		

